

**令和2年度 企業主導型保育事業の専門的財務監査に係る  
財務監査基準案の提案等業務委託仕様書**

1. 業務名

企業主導型保育事業の専門的財務監査に係る財務監査基準案の提案等業務

2. 業務の目的

企業主導型保育施設(以下「施設」という。)に対し、公認会計士、税理士などの専門的な知見・経験を有する者(以下「公認会計士等」という。)が、児童育成協会(以下「協会」という。)において今後策定する財務面の監査に特化した指導・監査基準(財務監査基準)に基づき、施設において助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにするための監査(専門的財務監査)を実施することとしている。本委託業務は、専門的財務監査を適切に実施するための財務監査基準を協会において検討・策定するため、当該基準案の提案等を行うことを目的とする。

3. 業務内容等

(1)財務監査基準案の提案等業務の内容

受託事業者は、以下の業務を実施するものとする。

① 財務監査基準案の提案業務

本委託業務の実施要領3(1)③財務監査基準(骨子)を基に、施設における帳簿書類や決算書類等を確認した上で、会計処理の具体的な手続き内容や不正使用等が行われていないか等の確認を行うための財務監査基準案を提案する業務。

② 財務監査(仮)基準案の提案業務

④のモデル監査を実施するための財務監査(仮)基準案(財務監査基準案を策定する前に策定する仮の基準案をいう。以下同じ。)を提案する業務。

③ 財務監査研究会における検討業務

①及び②の提案業務を行うため、協会において今後設置する財務監査研究会(※)に参加し、財務監査基準案および財務監査(仮)基準案の策定に関する検討(財務監査研究会において使用する資料の作成等を含む。)を行う業務。

(※)財務監査研究会は、協会に所属する公認会計士、受託事業者の公認会計士等及びその他保育施設の財務監査に関する専門的知見を有する公認会計士等で構成する予定としている。

④ モデル監査の実施業務

①の提案業務を行うため、財務監査(仮)基準に基づき、施設に対し専門的財務監査のモデル監査を実施(監査を行う者に対する研修、モデル監査の結果の分析・評価・報告等を含む。)する業務。

⑤ 企業主導型保育事業点検・評価委員会関係業務

内閣府が設置する企業主導型保育事業点検・評価委員会(以下「点検・評価委員

会」という。)に対し、財務監査基準案及び財務監査(仮)基準案の内容等を報告するための資料作成等を行う業務。

(2)財務監査研究会において検討する事項

財務監査研究会においては、財務監査基準案及び財務監査(仮)基準案を策定するため、点検・評価委員会における議論を踏まえ、以下の事項を検討するものとする。

- ① 監査項目ごとの評価の判定区分(文書指摘や口頭指摘)の検討
- ② 監査項目における具体的かつ詳細な確認事項の検討
- ③ 監査項目の中で、不正防止の観点から特に重点的に監査を行うべき事項の検討
- ④ 監査結果の公表方法・公表事項の検討
- ⑤ その他財務監査基準案等を策定するために必要な事項の検討

上記①から⑤に掲げる事項の検討については、保育施設における具体的な不正事例等及びモデル監査において得られた個別施設ごとの事例等も踏まえ検討するものとする。

(3)モデル監査の実施方法等

- ① モデル監査対象施設数  
40施設程度とする。ただし、具体的な対象施設については、今後検討する。
- ② モデル監査実施方法  
協会が実施する指導・監査のうち、立入調査の実施方法に準じることとする。ただし、具体的な実施方法については、今後検討する。
- ③ モデル監査実施体制  
受託事業者の公認会計士等2名以上により実施することとする。

(4)事業実績報告書の提出

事業終了後には、事業実績報告書を協会に提出すること。

4. その他留意事項

- (1)協会における財務監査基準の策定スケジュール等については、本委託業務の実施要領3(1)④企業主導型保育事業点検・評価委員会(第8回)資料2-1「専門的財務監査」に記載のとおりであるため、これを十分に確認すること。また、3(1)の①から⑤に掲げる各業務については、策定スケジュール等を踏まえ実施する必要があること。
- (2)モデル監査の計画は、協会が作成した対象施設名簿に基づき作成すること。  
なお、モデル監査の時期は、協会と協議の上決定すること。
- (3)旅費、通信費、印刷費、監査員に対する研修費等を含め本委託業務に要する経費は、全て受託事業者が負担すること。なお、受託事業者の要請に基づき、協会が必要と認めた場合は、その都度委託費の30%以内の額で概算払を行う。
- (4)本委託業務を遂行するうえで知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本委託業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (5)想定しているモデル監査の手順については、受託事業者決定後に協議のうえ決定する。
- (6)事業実績報告書は、令和3年4月10日までに提出すること。

以上